

岐阜県百年公園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和元年9月17日

岐阜県都市建築部都市公園整備局都市公園課

1 施設の概要

名 称	岐阜県百年公園
所 在 地	岐阜県関市小屋名1966番地
設置目的	明治4年の廃藩置県と太政官布告によって美濃諸県が統一され、岐阜県が設置されてから、昭和46年11月で百年を迎えるにあたり、長く後世に残る記念事業として設置された。
根拠法令等	都市公園法、岐阜県都市公園条例

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

令和元年6月21日から令和元年8月5日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
昭和造園土木・名岐サービスJVグループ	◎昭和造園土木株式会社
	株式会社名岐サービス

※「◎」は、共同体の代表団体

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	20
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	20
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	5
計	100

6 岐阜県指定管理者制度等運用委員会の開催日

令和元年9月9日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
昭和造園土木・名岐サービス JVグループ	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を岐阜県百年公園の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）